

特集

「e-Learningにおける高等教育機関の質保証への取組み」

特集にあたって

篠原 正典
メディア教育研究編集委員長

米国では、e-Learningがドットコム到来と同時機に導入されてきたこともあって、教育ビジネスの市場開拓への期待と教育変革への期待が持たれました。その結果、ビジネスを先行した弊害として権威の無い学位を販売する機関が増加し、また、海外からのe-Learningの導入に対抗して、一方では便乗して、明確な教育の質保証のないままに大学や企業から提供されるe-Learningもありました。大々的に銘打ったe-Learningの多くが失敗に終わったこともあり、一時期、社会に失望感が生まれました。

しかし、現在、e-Learningの本来の特長が再認識され、着実に世界中の高等教育のみならず生涯教育において普及が加速しています。失望感が生まれた米国でも、e-Learningで成功を取めた大学から質の保証された教育が展開されるようになり、低品質の教育提供機関を防ぐ目的で設置した「50%ルール」の見直しも2006年になされました。ICT活用教育が戦略的に行われている韓国においても、e-Learningの普及は速く、国公立大学の90%が実施している状況です。また、伝統的な大学による質の高い研究と教育を重視している英国においても、国策としてe-Learning戦略が2005年に立てられ、研究重点型の伝統的な大学でも、既に大学戦略の中でe-Learningが導入されてきています。そして、英国に限らずEU全体でも、e-Learningの質保証のための様々なノウハウのシェアや人的ネットワーク構築を進める組織(EFQUEL)が2005年に作られています。

このように、一時期e-Learningは失望感を持たれたものの、大分その様相が変わり、ここ数年間で着実に根を下ろしてきたという感があります。そして、e-Learningの導入や普及により、世界規模での教育の輸出入も展開されてきています。このような教育の輸出入の増加に伴い、教育の質保証は非常に重要となるため、その問題に先行的に取組み、UNESCOとOECDは国境を越えた高等教育の質保証に関するガイドラインを2005年に策定しました。このような国境を越えたe-Learningの質保証が議論される一方で、高等教育機関においても学内でのe-Learningの活用が進み、個々の機関やあるいは国レベルで質保証への取組みが展開されています。

こうして見てみると、2005年は世界的にe-Learningに対する積極的な政策が立てられ、またその質保証への関心は以前よりあったものの、それが表出され始めた年といえるかもしれません。この重要性を鑑み、NIMEでは2005年と2006年に高等教育における質保証に関する国際シンポジウムを主催し、e-Learningを先導的に進めている諸外国からの取組みを紹介すると共に議論を行いました。このように世界ではe-Learningの普及が進むと同時に質保証の議論が活発化していますが、国内に目を向けると、まだまだその域まで達していない状況だと思われます。しかし、e-Learningの普及は確実に進むものと想定され、国内においても早急な質保証の議論が望まれます。

このような状況を鑑みて、本特集では国内でe-Learningを実践し、その中で質保証に積極的に取り組んでいる大学から活動状況を寄稿していただきました。e-Learningの専門家育成するためのe-Learning大学院における質保証の取組みについて熊本大学から、同じくe-Learningの人材育成カリキュラムを学部学生に提供するeLPCOの中で取組まれている質保証の実践について青山学院大学から、国内で初となるe-Learningによる学習のみで学士号が取得可能な人間科学部eスクールにおける質保証の取組みを早稲田大学から、そして、国内初の社会人を対象としたe-Learningを用いた大学院教育における質保証の取組みを信州大学から寄稿していただきました。カリキュラム開発、学習管理・運用、支援組織体制、学生支援など、多方面の実践の中で取組まれた事例や考え方が、e-Learningを実践する大学にとって非常に有益な情報になると期待されます。上記の先導的な国内の取組みと合わせて、2006年11月にNIMEで開催した国際シンポジウムから海外の高等教育における質保証の取組みも掲載いたしました。米国、英国、韓国、オーストラリアにおける評価認定機関および高等教育機関における質保証の取組みや動向などがご理解いただけると思います。

最後になりますが、本特集の発行にあたり、ご多忙にもかかわらず、ご執筆いただいた著者の方々に心から感謝いたします。